

くまもと米粉応援キャラクター利用取扱要領

第1 目的

くまもと米粉応援キャラクター（以下「キャラクター」という。）は、米の新たな可能性を広げる微細米粉による食文化の普及・定着を目的として利用するものとする。

第2 デザイン

- 1 キャクターのデザインは、別図のとおりとする。
- 2 キャクターを利用する者（以下「利用者」という。）は、デザインを県の許可なく改変してはならない。

第3 利用者

キャラクターを利用できる者は、次の者とする。

- (1) 「くまもと米粉食品取扱店募集要項」に基づく「くまもと米粉食品取扱店」
- (2) 熊本県産米粉を使用した食品製造・販売事業者、または米粉の普及推進活動を行う団体で、熊本県が適当と認めた者
- (3) 上記の他、熊本県が適当と認めた者

第4 利用申込及び承諾

- 1 キャクターの利用を希望する者（以下「利用希望者」という。）は、様式1「くまもと米粉応援キャラクター利用申込書」により熊本県へ申し込むものとする。
- 2 熊本県は、内容を審査のうえ、本要領に適合すると認めた場合は、様式2「くまもと米粉応援キャラクター利用承諾書」により利用希望者へ通知するものとする。
- 3 2の通知を受けた利用者は、キャラクターを、ポスター、チラシ等PR資材、または、県産米粉を使用した食品の包装等へ利用することができるものとする。
- 4 キャクター利用に係る費用は、利用者が負担するものとする。
- 5 熊本県は、上記以外に、必要に応じて条件を付することができる。
- 6 熊本県は、利用承諾後、本要領に適合しないと認められる場合、承諾を取り消すものとする。

第5 使用料

キャラクター利用に係る使用料は徴収しないこととする。

第6 利用期間

キャラクターの利用期間は、承諾の日から1年間とする。

附 則

この要項は、平成21年11月12日から施行する。